

令和5年度第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月6日（月）13時45分～14時40分
2. 開催場所 東金市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第3号 農用地利用集積計画 利用権の設定 5件
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う
事業計画書の提出について 1件
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 5件
5. 出席委員 14名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、
9番石井政樹、10番市原勉、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 11番齊藤ひろ子
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第8回農業委員会定例総会を
開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、10番市原委員と12番子
安委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいた
します。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は
ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、3議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、9件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第3号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が5件です。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年10月30日午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字細沼の田、185平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議　長　次に、申請番号2につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。申請地は、滝沢字廣表の田、現況畑、1,517平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ブルーベリーを予定しています。特に問題ないものと思います。以上です。

議　長　次に、申請番号3につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4番　番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字城近の田、現況畑、446平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ブルーベリー、イチジク、ココスヤシの作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、私より意見発表いたします。

8番 番号4について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、殿廻字高畑の畑、2筆、2,012平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、アスパラガスの作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号5及び6につきまして、関連しておりますので、一括して篠崎委員より意見発表をお願いします。

6番 番号5及び6についてご説明いたします。まず番号5、本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、台方字川向の田、現況畑、363平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人及び譲受人の農地を交換することにより経営効率を良くするためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を見たしており、必要な書類も全て揃っていることから、許可相当と判断いたします。次に番号6、本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、田中字原田の田、363平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人及び譲受人の農地を交換することにより経営効率を良くするためです。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て揃っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番 番号7について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、家徳字水口の田、800平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号8につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3番 番号8について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、関下字南内野の畑、673平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ネギの作付けを予定しています。10月30日に現地を確認しまし

たが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号9につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4番 番号9について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字南沼の田、2筆、1, 486平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は足が悪く、水田仕事ができなくなったため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1は、兄から妹への贈与による所有権移転の申請です。場所は、上谷三区公民館の北西、約600メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、使用貸借権設定の申請です。場所は、滝沢青年館の北東、約400メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、使用貸借権を設定することとなったものです。作付作目は、ブルーベリーで、道の駅みのりの郷東金、JAみどりの風にて販売の予定です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、嶺南幼稚園の西、約600メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ブルーベリー、イチヂク、ココスヤシです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、殿廻公民館の南、約300メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、アスパラガスです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号5及び6は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。本件は、交換による所有権移転の申請です。場所は、申請番号5は、西中学校の北西、約600メートル、申請番号6は、西中学校の西、約500メートルに位置してい

ます。申請番号5及び6の譲受人は、申請農地の隣接農地を互いに相手方が所有しており、経営効率を良くするため、交換することとなったものです。作付作目は、申請番号5が苺で、申請番号6が水稻です。3条許可基準への適合ですが、申請番号5及び6いずれも、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われ

ます。申請番号7は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金アリーナの東、約600メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われ

ます。申請番号8は、売買による所有権移転の申請です。場所は、正気幼稚園の南東、約1キロメートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ネギです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われ

ます。申請番号9は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の北西、約400メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われ

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6 番 番号1についてご説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、台方字神前の田、現況畑、2筆、233平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅の建設です。10月30日に

現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て揃っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、私より意見発表いたします。

8番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、油井字油井根の現況畑、765.28平方メートルの農地です。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。なお、本事業者は、番号5について申請しております。隣接農地は無く、雨水は自然浸透です。申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6番 番号3についてご説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、台方字花輪前の田、3筆、合計2,028平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲用地8区画の整備です。転用に伴い山砂による埋立てを行う計画です。隣接地への境界にはブロックを二段積みします。事業計画書や残高証明書、その他転用に必要な書類も揃っており、10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。近隣耕作地に対する影響も少ないとみられ、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3番 番号4について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間土地区画整理地内で、田間二丁目の畑、165平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲1区画です。排水については、雨水は宅地内浸透、汚水は公共下水道に接続する計画です。10月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て揃っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、私より意見発表いたします。

8番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、上武射田字聖和の畑、2筆、974平方メートルの農地です。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。転用に伴う土砂等による埋立てはありません。隣接農地への対策は、フェンスを周囲に設置して、通学路でするのでその時間帯には工事は中止するとのことでした。申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、西中学校の北東、約300メートルに位置しています。転用の目的は、祖父の土地に孫の専用住宅1棟を建築するものです。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、小野郵便局の南東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、城西幼稚園の北西、約200メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲用地8区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ふれあいセンターの北西、約100メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲用地1区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号5は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約700メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり

賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

別冊の「令和5年第11次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第11次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

本件は、利用権の設定5件です。1ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、2ページ、3ページが提出のありました各筆明細書になります。2件ともに借受者は福俵の認定農業者への貸し付けとなっています。4ページが中間管理機構を介しての10年の利用権設定管理台帳で5ページから7ページが機構より提出のあった利用集積計画各筆明細書になります。3番は山武市の農業者への貸し付けとなり、こちらは親族間での設定で、当市での耕作を頼まれたとのこと。4番と5番は、申請時点では八街市在住でしたが、現在は田間に住む認定新規農業者への貸し付けとなっており、家族経営で露地野菜の栽培を計画しています。8ページから9ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等についてはどの借受け者も問題ないと思われま。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

8番 4ページの西中の方の件について、登記地目は原野と山林となっているが、現況はどうなっているのか。

農政課 登記地目ではなく現況で農地台帳上に記載されています。元々植木畑として利用していた土地が使われなくなっていたところを整備して今は耕作できる状況になっています。

8番 現場は見ているのか。

農政課 現地は中間管理機構が確認しています。市は写真確認のみしています。

8 番 新規農業者だが大丈夫か。

農政課 認定新規農業者として申請を受けており、営農計画は農林振興係と農業事務所が確認しています。もちろん過去にはやってみてダメだったというケースもありますが、現時点では書類上の計画は問題ありません。

議 長 他にご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 議案第 3 号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第 1 号から第 4 号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の 8 ページから 10 ページをお願いいたします。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。9 月 26 日から 10 月 25 日までに受付した案件は 3 件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の 11 ページから 12 ページをお願いいたします。

報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。9 月 26 日から 10 月 25 日までに受付した案件は 3 件です。いずれも双方合意による貸借の解約です。

議案書の 13 ページをお願いいたします。

報告第 3 号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。認定電気通信事業者による携帯電話事業にかかる基地局のアンテナ交換工事に伴い事業計画書が提出されたものでございます。

議案書の 14 ページから 15 ページをお願いいたします。

報告第 4 号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。5 件の照会があり、現地調査を 10 月 8 日と 10 月 24 日に実施いたしました。調査の結果、農地への復元が困難な状況であると判断し、全て「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和5年11月6日